

耐震診断事業計画書

株式会社〇〇構造設計事務所

代表取締役 耐震 二郎

一級 北海道知事登録(石)第000号

1. 一般事項

- (1) この事業計画書は〇〇ビル耐震診断に適用する。
 (2) 本事業の実施に当たってはこの事業計画書に従う。

2. 建築物概要

(1)	建築物名称	〇〇ビル
(2)	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目1番地
(3)	用途	店舗
(4)	棟数	1棟
(5)	確認年月日	昭和00年00月00日
(6)	構造種別	RC造
(7)	規模	地上10階 地下2階 塔屋2階
(8)	延べ面積	10,000.00 m ²
(9)	構造特記事項	なし

3. 耐震診断実施者に関する情報

(1)	耐震診断実施者	耐震 三郎
(2)	資格	一級建築士 建設大臣登録第000号
(3)	登録資格者講習の種類	RC造
(4)	登録資格者講習修了番号	RC000
(5)	登録資格者講習修了年月日	平成25年00月00日
(6)	札幌市耐震診断員登録番号	第000号 ※耐震診断員でなければ空欄

4. 事業の内容

(1) 図面等調査及び現地調査

建築物の所要事項を確認し、以下に○のついた耐震診断に必要な事項の調査等を行う。

<input type="radio"/>	建築時期・年度及び経年指標の算出に必要な事項
<input type="radio"/>	形状指標の算出に必要な事項
<input type="radio"/>	構造状況：図面及び現況の耐震壁の確認等、耐震性能の計算に必要な事項
<input type="radio"/>	用途確認：耐震診断の荷重に必要な事項
<input type="radio"/>	各種試験：コア抜き、復旧及び耐震性能の計算に必要な試験等
	図面の復元：(・構造図 ・意匠図)

(2) 耐震診断の基準、安全性の評価の基準

耐震診断に当たっては以下に○の付いた基準により安全性を評価する。

	平成 18 年国土交通省告示第 184 号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(別添) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項 第 1 建築物の耐震診断の指針
	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」
	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確かめる方法
○	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」
	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」

(3) 耐震診断報告書等の作成と提出

耐震診断報告書、耐震診断計算書、現地調査報告書及び試験報告書を作成し、委託者に提出する。

(4) 耐震判定委員会（公的判定機関）による耐震判定書交付と受理

耐震判定委員会へ耐震診断報告書を添えて、判定の申し込みを行い、判定書の交付を受け、委託者へ提出する。

(5) 耐震診断結果の説明

耐震診断報告書等の提出時に、委託者へその概要を簡潔明瞭に分かり易く説明し、質疑に対しては誠実に対応する。

5. 事業の期間

契約書に示す委託契約締結の日から事業完了日までとする。

6. 成果品

本事業の成果品は次のうち以下に○の付いたものとする。

○	耐震診断報告書(耐震診断計算書、現地調査報告書、試験報告書を含む)
○	耐震診断判定書(耐震判定委員会から交付を受けたもの)
	その他()

印紙

札幌市建築物耐震診断等補助事業
耐震診断契約書

事業名 ○○ビル耐震診断

上記事業について、依頼者と、受託者は次の条項と添付の耐震診断契約約款に基づき契約を締結する。

- 1 契約金額 金 10,800,000 円
(内消費税及び地表消費税の額 800,000 円)
- 2 履行期間 委託契約締結の日から
平成 28 年 12 月 10 日まで
- 3 事業内容 耐震診断事業計画書に記載された対象建築物について下記の事項を行う。
 - ・ 図面及び現地調査による建築物の構造の調査
 - ・ 耐震診断計算と検討
 - ・ 耐震診断判定委員会による判定の申込及び判定書の取得
 - ・ 耐震診断報告書の作成及び提出
 - ・ 予備調査報告書の内容確認作業 ※実施しなければ削除
 - ・ 耐震診断に必要な図面の復元 ※実施しなければ削除
- 4 特記事項 耐震診断は対象となる建築物の主要な構造関係事項を調査し、地震に対する安全性の評価を行うものであり、耐震診断の範囲以外についての責任を負うものではない。

この契約の証として本書は 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 28 年 4 月 30 日

(依頼者 甲)

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地
○○ビル株式会社
代表取締役 診断 一郎

(受託者 乙)

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 2 番地
札幌建築設計事務所株式会社
代表取締役 耐震 二郎

札幌市建築物耐震診断等補助事業

耐震診断契約約款

(責務)

第1条 乙は本契約の対象となる耐震診断を別紙「耐震診断事業計画書」及び「耐震診断見積書」に従って行うこととし、甲にそれらの内容を十分に説明しなければならない。

2 甲は乙が事業を遂行するに必要な事項及び資料を遅滞なく提示して協力しなければならない。

3 乙は誠意を持って事業を完遂しなければならない。

(事業の期間)

第2条 乙は契約書に記載した期間内に事業を完了させなければならない。

(機密の保持)

第3条 乙は業務上知り得た甲の機密事項を札幌市及び北海道建築士事務所協会を除く第三者へ漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第4条 甲及び乙は本契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は業務の全てを第三者へ再委託してはならない。

(事業内容の変更及び中断)

第6条 甲は必要があると認めた時は、乙と協議の上で事業の内容を変更・中断することが出来る。甲はそれによって生ずる乙の損害を賠償する。

(甲の契約解除権)

第7条 甲は次の各号の1つに当たるときはこの契約を解除することが出来る。乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

(1) 乙の業務が正当な理由無くして契約期間内に完了せず、かつ期限後の相当期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が本契約に違反し、その違反が甲乙の信頼関係を破壊するに至った時。

(乙の契約解除権)

第8条 乙は次の各号の1つに当たるときはこの契約を解除することが出来る。甲はそれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

(1) 甲の責めに帰すべき理由により事業の責務を適正に果たすことが出来なくなると認められるとき。

(2) 第6条による事業の中断が契約期間以上に達したとき。

(3) 甲が本契約に違反し、その違反が甲乙の信頼関係を破壊するに至った時。

(業務の報告)

第9条 乙は事業が完了したときは、甲に成果品を提出し、調査結果について説明をしなければならない。

2 甲は成果品受領と調査結果の説明を確認した後、乙の請求書を受領する。

3 乙が提出する成果品の提出部数は3部以内とする。

(協議事項)

第10条 本契約及び約款に定めのない事項が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議し定めるものとする。

以上

建築物の耐震診断結果報告書

(依頼者 甲)

平成 年 月 日

様

(受託者 乙)

住所：〒

名称：

代表者：

耐震診断員氏名：

一級建築士 第

号

印
印

ご依頼を頂いた下記の建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)第4条に規定する基本方針(平成18年国土交通省告示第184号)第1に適合した耐震診断を実施した結果、地震に対して【安全な構造である 安全な構造ではない】と判断されますので、ご報告いたします。

記

1 建築物の所在地					
2 建築物の名称					
3 構造、規模 棟区分 () 棟		構造種別	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 混構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他		
		規模	地下	階地上	階 PH 階
4 耐震診断完了日		平成 年 月 日			
5 耐震診断の方法		<input type="checkbox"/> 告示184号、「(一財)日本建築防災協会 <input type="checkbox"/> 一次診断 <input type="checkbox"/> 二次診断」、 <input type="checkbox"/> その他			
6 診断を行った建築士		氏名	資格：一級建築士第 号		
		連絡先	所属事務所 TEL		FAX
7 所属建築士事務所	名称			建築士事務所登録年月日・番号	
	住所			平成 年 月 日	
	管理建築士氏名			道知事登録	(石) 第 号
8 耐震診断適合判定機関		一般社団法人北海道建築士事務所協会		耐震診断判定委員会	
9 その他		札幌市建築物耐震診断等補助事業			
10 特記事項					
11 診断員の所見 (主に安全性の評価について)					

